

令和4年4月5日掲載
(令和4年3月28日)

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

群馬運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和4年3月28日
(2) 事業者の氏名又は名称	群馬スクールバス 株式会社 (法人番号: 1070001013885) 代表者 岩井 清水
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 群馬県伊勢崎市赤堀鹿島町827-32 (本社営業所) 群馬県伊勢崎市赤堀鹿島町695-1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和4年1月25日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について 2.(4)但し書き参照)

当該行政処分等については、令和4年3月28日付で公表すべきものですが掲載作業に不備があったため公表が遅れたものです。

令和4年4月5日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和4年4月5日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社マエダオート (法人番号: 4010901011231) 代表者 前田 初江
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都世田谷区喜多見4-1-1 (本社営業所) 東京都世田谷区喜多見4-1-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 370日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和3年7月6日、令和3年7月30日及び令和3年9月15日、労働局からの通知を端緒に監査を実施。12件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2)運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(4)疾病のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(5)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(6)乗務等の記録の記録事項不備(運輸規則第25条第2項)、(7)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(8)運行指示書による指示等義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(9)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(10)初任運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(11)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(12)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 37点 当該事業者の累積点数 37点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について
2. (4) 但し書き参照)

令和4年4月5日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和4年4月5日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社Norton Grand Tour (法人番号: 5011301024483) 代表者 岡 将三
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都杉並区堀ノ内3-7-10 (本社営業所) 東京都杉並区堀ノ内3-7-10
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 60日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和3年10月25日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について 2. (4) 但し書き参照)